

保育所等における医療的ケア児への支援事業

予算要求額 3,917千円

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月18日施行） → 地方公共団体は自主的かつ主体的に支援を実施する【責務の明確化】

①-1 現状

○医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
**医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、
その家族の離職の防止に資することが重要となる**

市内保育所でも受入可能となるように体制を整備する必要がある

※医療的ケア児とは？
日常生活及び社会生活を営むために恒常的な医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童
⇒**特定行為以外の医療的ケアは看護師が実施する**

①-2 課題

公立保育園を含めすべての保育所に看護師が配置されているわけではない

また、例えば人工肛門による排便など施設の設備で対応困難な医療的ケアがあり得る

以下のような課題の解決が必要

- (1)支援に関する総合的な仕組みづくり
- (2)支援を行う人材の確保
- (3)保育所における環境整備



② 事業概要

令和4年度から市内保育所で医療的ケア児の支援事業を開始する

保育所に配置されている看護師が医療的ケア児の状況に応じた支援を行う。

また、看護師が配置されていない保育所においては、訪問看護ステーションから派遣される看護師による支援を行う。

さまざまな
質の向上

訪問看護ステーションの看護師派遣による支援 3,917千円

③ 目標・効果

- (1) 支援に関する総合的な仕組みづくり
厚生労働省の「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」を踏まえ、広報啓発も合わせた形のガイドラインを作成
⇒**市民と事業者の医療的ケア児に対する理解を促進する**
- (2) 支援を行う人材の確保
看護師の巡回対応による支援や研修等の実施により、公立保育園だけでなく、すべての保育所で受入を可能とする体制を整備する
⇒**保護者の保育所入所希望を最大限考慮することができる**
- (3) 保育所における環境整備
医療的ケアの基幹施設として公立保育園を整備する
⇒**安定的な受入体制を確保できる**